

大井川利水関係協議会 議事録

日 時：令和7年5月27日(火) 13:30~15:05

場 所：藤枝総合庁舎 別館2階 第1会議室

出席者：「大井川利水関係協議会出席者名簿」のとおり

○司会

それでは定刻となりましたので、ただいまから大井川利水関係協議会を開催いたします。会員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は本日の進行役を務めます県くらし・環境部参事の清水と申します。よろしくお願ひいたします。それでは着座にて失礼いたします。

本日のご出席者につきましては、お手元の一覧表のとおりとなりますので、ご確認をいただけたらと思います。

また、本日の議事を進めるにあたり、会員の過半数の了解を得た場合に限り、必要な関係者を出席させることができるとの利水協規約第4条第2項の規定に基づきまして、事前に会員の過半数の了解をいただきましたので、本日は説明者として、J R東海の皆様にもご出席をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、県中央新幹線対策本部長の平木副知事からご挨拶を申し上げます。

○平木副知事

皆様、こんにちは。副知事の平木でございます。

先ずは、島田の染谷市長、お疲れ様でした。おめでとうございます。また、掛川の久保田市長、そして大場市長、お疲れ様でございました。またご一緒できるのは、ありがたい限りでございます。

今日は、大井川利水関係協議会ということで、田代ダム取水抑制案、そしてあとは高速長尺先進ボーリングの件につきまして、確認をさせていただくということで、お集まりをいただいております。ありがとうございます。

そして、今日、久しぶりにリアルでやらせていただくのは、2年2ヶ月ぶりということなので、私も4月から新任ということなので、簡単にご挨拶をさせていただければと思いますけれども、まずリニアの関係につきましては、鈴木康友知事が明日で就任1年ということになりますけれども、相当、議論というものにつきましては、J R東海さんあるいは専門部会の先生方、国土交通省、様々な関係者の方々のご理解をいただきながら、進めているところでありまして、だいぶ整理というのもの、一時期に比べれば進んでるんじゃないかというふうな感じがいたします。

一方で、やはり今、対話項目を 28 項目中 8 項目が、対話完了ということであり、あと 6 月 2 日にも専門部会をやらせていただきますけれども、いろんな問題に関しまして、さらに議論を進めていくと、取りまとめに向けて頑張っていくというようなことをごさいます、今年 1 年というのは非常に重要な 1 年になるんじゃないかというふうに思っています。

そうした中で、やはり大井川流域の首長の皆さん、そして利水団体の皆さん、そういった方々と顔を合わせて、しっかりとコミュニケーションをとっていく、そしてご意見をちゃんと頂戴して、こちらの方からの可能な限りご回答あるいは J R 東海からの確認そういうことをしっかり取っていただくということで、今回 2 年 2 ヶ月ぶりということではありますけれども、都度都度、こういった形でリアルな形で意見交換会をお願いすることになるんじゃないかと思います。

首長様の皆様、そして利水関係の皆様、協議会の利水団体の皆様、そこら辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして今日、藤枝で開催をさせていただきます。利水団体あるいは流域の自治体の方々のできるだけ近いところでやりたいということですので、そういった心持ちについてお含みいただき、積極的なあるいは忌憚のない意見交換をさせていただければと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。

ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○司会

ありがとうございます。それでは次第に沿って議事を進めさせていただきます。誠に申し訳ございませんが、報道関係の皆様におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。

閉会後に、第 2 会議室の方で囲み取材を行いますので、それまでは控え室の方でお待ちいただきますようお願いいたします。

それでは初めに、次第の 2 の括弧 1、「山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施等について」を議題といたします。

本件につきましては、お手元の資料 1-1 のとおり、5 月 20 日付けで J R 東海から県中央新幹線対策本部長宛て大井川利水関係協議会の会員の皆様の意向を確認の上、回答いただきたいとの要請がございました。これを受け、資料 2 のとおり、県中央新幹線対策本部長から各会員の意向を確認の上、要請に対する協議会としての可否を報告するように依頼があったところであります。

それでは、要請内容の詳細につきまして、説明をお願いいたします。

○説明者

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。それでは資料の方、説明させていただきたいと思ひます。

本日資料1-1の要請文書の内容につきまして、資料1-2このA4の横長のものがございますけれども、こちらを用いてご説明の方させていただきたいと思っております。まず、1枚めくって2ページをご覧ください。こちら本日ご了解いただきたい内容でございます。

1点目は、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施について、2点目は、県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施についてであります。

1点目については、1-1と1-2がありまして、まず1-1として、東京電力R P様との協議を開始するにあたっての前提条件として、2023年6月に静岡県内の工事の一定期間、こちらトンネル湧水が県外に流出している期間ですけれども、こちらを対象として、利水協の皆様にご了解いただいた前提と同様の内容を考えていること。1-2として、田代ダム取水停止期間中は、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う湧水については、湧水量が取水停止による流量増加分より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない大井川に戻さないということであります。

次に、2点目についても、2-1と2-2がありまして、2-1として、県境から山梨県側501mの地点から実施した先進ボーリング調査におけるリスク管理と同等のリスク管理により実施すること。2-2として、田代ダム取水停止期間中は、静岡県内の先進ボーリング調査に伴う湧水について、湧水量が取水停止による流量増加分より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しないということでございます。

3ページをご覧ください。本日のご説明に至った経緯であります。1の田代ダム案については、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う山梨県、静岡県、J R東海との三者合意に基づいて、健全な水循環の回復措置を要することとなった場合には、田代ダム取水抑制案を実施することを検討しています。

現在、山梨県内で掘削中の先進坑が県境から300m以内にまもなく到達することから今後、東京電力R P様と協議を開始するにあたっての前提について、利水協の皆様のご了解をいただきたいと思いますと考えております。

次の静岡県内における高速長尺先進ボーリング調査の実施については、県境から山梨県側501mの地点から実施した先進ボーリング調査の際、利水協の皆様のご了解いただいているところですが、当該調査につきましては、同年12月に県境から静岡県側10mの時点で終了しております。このため、県境付近まで先進坑を掘削し、今後県境付近から改めて、静岡県内の先進ボーリング調査を実施することを計画しており、同様に利水協の皆様のご了解いただきたいと思いますと考えております。

4ページをご覧ください。1として、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う

健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施についてご説明をいたします。

続きまして5ページ目をご覧ください。こちらは2024年の6月に山梨県、当社、静岡県で合意しました、いわゆる三者合意の内容であります。山梨県内の県境付近の掘削により、静岡県内の水が流動する可能性があるという静岡県の懸念に関し、掘削工事等と並行して人為的な要因、掘削工事等により新たに流動する可能性のある水量の推定作業は、J R東海と静岡県が協力して行うということ。健全な水循環の回復措置が必要。内容については今後調整する。

続きまして6ページをご覧ください。2025年3月の専門部会でご確認をいただいた内容です。山梨県内の県境付近300m以内の掘削工事等により、静岡県内の水が県境を越え、新たに流動している水量が推定された場合には、その時点で、三者合意に基づき、健全な水循環の回復措置の実施の要否について、静岡県、山梨県と協議し、回復措置を実施することとなった場合、その内容、水量、期間などを静岡県、山梨県と調整の上、決定をいたします。回復措置を要することになった場合の方法は、田代ダム取水抑制案を使用することを考えています。

こちらの断面図の青色の部分が前回の対象で、静岡県内の掘削工事、先進坑を対象としております。一方で、赤字部分で示す部分が今回追加の対象でありまして、山梨県内の掘削工事とボーリング調査、先進坑および本坑を対象としております。

続きまして7ページをご覧ください。ご了解をいただきたい内容の1-1についてであります。前回、静岡県内の工事の一定期間を対象に、東京電力R P様との協議を開始するにあたり、利水協の皆様にご了解いただいた前提と同等の内容を考えていることです。

比較いたしますと、前は静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同様、大井川に戻す方策でしたが、今回追加をするのは、三者合意に基づき、健全な水循環の回復措置を要することになった場合に、田代ダム案を実施することです。

また、前回の対象は、静岡県内の先進坑の掘削工事であり、実施期間は、静岡県内の工事の一定期間、具体的には、トンネル湧水が県外に流出する約10ヶ月間と想定している期間となります。

一方で、今回対象として追加するのは、山梨県内の県境付近のボーリング調査、先進坑、本坑の掘削工事であり、実施期間は回復措置が必要となった時点から回復措置の対象となるトンネル湧水を先進坑を通じて静岡県内に戻すことが、できるまでの期間を最大といたします。この先進坑を通じて戻すことになる期間としましては、トンネル工事掘削が終わってから、その実際ポンプです、水を戻す設備を作って戻すことができるようになりますので、その若干のタイムラグがございますけれども、そのタイムラグを含めて、水が戻すことができるま

での期間と、いうことをございます。

続きまして8ページをご覧ください。今回、東京電力R P様と協議を進めるにあたり、利水協の皆様にご了解をいただきたい内容をお示しします。赤字部分が前回から変わる部分です。括弧1として、三者合意に基づく健全な水循環の回復措置を要することになった場合の方法として、田代ダム取水抑制案を検討していくこと。

括弧2として、健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案は、措置が必要となった時点から回復措置の対象となるトンネル湧水が、先進坑を通じて、静岡県内に戻ることができるまでの期間を最大とし、継続的に行うものではない。

健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案を実施することは、東京電力R Pの水利権に影響を与えないため、大井川利水関係協議会会員は、この案を根拠とする水利権について主張しないこと。

括弧3として、括弧1で記載した山梨県内の県境付近の工事の進捗や、水資源への影響が想定と大きく異なる場合などにおいては、J R東海が大井川利水関係協議会会員と改めて協議。その際、大井川利水関係協議会会員は、健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案を根拠とする水利権について主張しないこととなります。また、括弧2の緑色の部分、東京電力R Pの水利権に影響を与えないということについては、次の9ページをご覧ください。今回追加する田代ダム取水抑制案についても、国土交通省から前回回答2022年12月でございますが、そのとおりであり、水利権の目的外使用や譲渡には該当しないとの見解を得ております。

続きまして10ページをご覧ください。本日ご了解いただいた内容の一部について田代ダム取水停止期間中は、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う湧水について、湧水量が取水停止による流量増加分よりも少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない大井川に戻さないことを考えております。取水停止期間については、米印の一番で記載しておりますとおり、2025年4月3日の大井川水利流量調整協議会で、東京電力R Pは田代ダム第二発電所における水車改良工事の工期延伸に伴い、2026年4月予定まで変更することを情報提供しております。

今後、取水停止期間が変更される場合でも、その変更後の取水停止期間の終了まで、上記のとおり、取り扱うことを考えております。

続きまして、11ページをご覧ください。2の県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施についてでございます。12ページをご覧ください。今後の先進坑掘削および県境付近からの先進ボーリング調査につきましては、上の図の①先進坑を掘削し、県境付近で停止をする。その後、②のとおり、先進坑の

停止位置より県境を越えて先進ボーリング調査を実施するという手順で計画をしております。

13 ページをご覧ください。本日ご了解いただきたい内容の 2-1 についてあります。県境から山梨県側 501m の地点から実施した先進ボーリング調査におけるリスク管理と、同様のリスク管理により実施をしております。また、内容の 2-2 についてでございますが、田代ダム取水停止期間中は、静岡県内の先進ボーリング調査に伴う湧水について、湧水量が取水停止による流量増加分よりも少ないことを確認の上、取水抑制を実施しないことを考えております。

次の 14 ページをご覧ください。今後の進め方についてご説明をいたします。1 の山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施につきましては、本日説明した内容をご了解いただきましたら、こちらを前提としまして、東京電力 R P 様に取水抑制をご協力いただけるよう協議を進めてまいります。引き続き、皆様からご意見をいただきながら、田代ダム取水抑制案の実施に取り組んでまいります。

以上、県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施については、前回調査におけるリスク管理と同等のリスク管理により実施し、県境付近の断層帯の調査を進めてまいります。ボーリング時の湧水量ですとか、水量、水質については、測定やデータの確認を行った翌日までを基本にメール等で静岡県や山梨県等にご報告いたします。ボーリングの完了後、取得データ、採取した試料および地質や湧水の評価を取りまとめ、専門部会で報告をしております。

本日ご了解をいただきたい内容を、一番最後の 15 ページに改めてお示しをしております。事務局であります静岡県におかれましては、利水協の皆様のご意向を確認の上でご回答いただきますようお願いを申し上げます。説明は以上です。

○司会

ありがとうございました。ただいまのご説明の内容についての質疑応答の方に移らせていただきます。

ただいまのご説明の内容につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

Web でご出席のお二方におかれましてはご質問、ご意見等ございましたら、教えていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それではご質問ご意見等ないようですので、質疑応答につきましてはこれで終了とさせていただきます。

続きまして、今回の J R 東海から要請のございました事項につきまして、利水協としての対応案について、あらかじめ事務局の方で検討をさせていただいておりますので、その内容につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。

○事務局

はい。J R 東海からの要請を受け、事務局として対応案を検討いたしましたのでご説明いたします。

まず1点目の山梨県内の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施についての東京電力リニューアブルパワーとの協議に当たっての前提についてでございます。

田代ダム取水抑制案につきましては、静岡県内の工事において実施することは、既に会員の皆様にご了解をいただき、J R 東海と東京電力リニューアブルパワーとの協議は終了しております。今回は、山梨県内の工事においても、田代ダム取水抑制案を実施したいというものでございます。

J R 東海から提示された協議を開始するにあたっての前提の内容は、主に田代ダム取水抑制案は継続的に行うものではないこと、利水協の会員は、田代ダム取水抑制案を根拠とする水利権を主張しないことであります。こちらにつきましては、令和5年6月に静岡県内の工事における田代ダム取水抑制案の実施案について、J R 東海が東京電力リニューアブルパワーとの協議を開始する前提として、了解した内容と同様でありますので、協議会として、了解することに支障はないものと考えております。

2点目の県境付近から静岡県内の高速長尺先進ボーリング調査の実施につきましても県境を越えて、県内のボーリング調査を実施することは、既に令和6年9月に了解しているところであります。今回は、令和6年9月に了解したボーリング調査の計画を変更し、新たに県境を越える高速長尺先進ボーリングを実施するというものです。

新たなボーリング計画につきましては、令和7年3月の県専門部会において、前回と同等の湧水管理やモニタリングなどのリスク管理が行われることで、一定のリスク管理がなされることを、科学的、工学的観点から確認されております。このことからこちらにつきましても、協議会として了解することは支障はないものと考えております。

以上から、J R 東海からの要請について了解し、資料3の回答案により、大井川利水関係協議会として了解する旨を県中央新幹線対策本部に回答したいと考えております。

ただし、了解するにあたっては、ボーリング調査について、J R 東海には調査結果を適時適切に報告していただくことや、リスク管理の確実な実施、不測の事態には速やかな対応をしていただく必要があると考えますので、資料3の、なお書き以降に記載のとおり、J R 東海に求めることとしております。

なお、J R 東海に求める内容につきましては、前回県境を越えて、ボーリング調査を実施する際に、J R 東海に求めた内容と同様であります。事務局からの説

明は以上です。

○司会

ありがとうございました。ただいまの事務局からご説明した、対応案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。WEBでご出席のお二方につきまして、もしご質問ご意見等ございましたら、よろしくお問い合わせいたします。よろしいでしょうか。

○会員

改めてですけれども、いろんな状況変化といいますか、工事の影響やボーリングをやると、いろんな変化があると思うんですけれども、そういった場合も情報提供を、しっかりとしていただきたいということです。そういったプロセスで信頼を勝ち得ていくということでございますので、それは県も流域市町および利水団体、基本的には方向性一致なものですから改めてになります。よろしくお問い合わせいたします。

○司会

ありがとうございました。よろしくお問い合わせいたします。

○会員

先日は3月～4月にかけて開催した住民向け説明会の開催報告について、それぞれの各自治体へ丁寧な説明を行ってありがとうございました。

今回の件は、過去了解した内容について改めて諮るということで、過去に県の専門部会でも了解していることから、県も認めてるということです。全体的に私はこれでよろしいかなと思います。

今回了解を得たい案件は、2023年6月に、東電リニューアブルパワーから、こういった利水協の了解を得てほしいということで、我々は了解した形になったわけですが、今回改めてそのときと同じように、利水協の了解を得て欲しいというのは、これは東電リニューアブルパワーからの要請を受けたということでよろしいでしょうか。

○説明者

そのとおりでございます、やはり今回ですね、対象となる範囲が少し違ってくることになりますので、改めてご理解いただきたいということでございます。

○会員

改めてということですね。私を含め我々利水協としてはですね、当然このリニアの関係で、こういうことを了解いただけるなら、私達は了解するということがあったんです。

ですけれども、今、例えば水利権全体の問題で、これをやっていると申すんですよ。上水、農水も含めて、この利水協とは違った場で、協議するものだと思っております。例えば、大井川水利流量調整協議会で水利権全体のことについては

やるべきであって、場が違うなと思うんですよね。

我々は、このことについては了解だというふうに思っていますが、その様なことも含めまして、東電の方は、国、国交省とかあるいは流域が協議する別の場で、その様な水利権に関する圧力というか、その様なことがいろいろ話題になっているのかどうか、そこら辺の背景が何かあるのでしょうか。

○説明者

その件につきましては、私が普段東電さんと取引させていただいている中で我々聞いていることとそれから、少し我々のなんか推定というか想像も入りますけども、この大井川の権利に関するお話というのは、今、おっしゃった認識は全くそのとおりだと思っております、そういう認識でおります。更新されていく水利権については、調整会議の方でしっかりと議論していくというふうに東電も認識をされていて、我々もそうなんだというふうに思っております。

その中でやってみますと、我々のリニアの工事に伴ってこの田代ダム取水抑制案という形を使うこと自体がですね、それが本来の水利権の議論とは、そこは切り離したいという思いがおりになって、そこは別のあれですよという、そういう思いがあるので、今回もですね、まずは、先ほどお話があったように、最初のこの田代ダム案っていうのをですね、皆様方からご了解を得た範囲というのは、あくまで静岡県内の工事でした。今回また同じやり方ですのでそれはもう別に同じやり方ですので、東電さん大丈夫ですよっていうところは、東電さん自身も何て言いますか、本来の水利権の議論、あえて言いますと、東電勝手に誰が決めたのかということをお話にならないように、そこはちゃんと手順を踏んでおきたいという、今回範囲が広がることによってもしっかり東電勝手にやってるわけではなくて皆様方からきちんとご意見を伺ってやってるんだ、JR東海はしっかり話をつけてくださいという話になってます。

ですから、このいわゆる田代ダム案、B案の話と本来東電さんがお持ちのですね、水利権の更新の話とは切り離したいということだと思います。ただ、その議論しないという議論は別だということでこのB案に関してはそこはこの議論とは切り離していただきたいということで、田代ダム案にもそういうことは文書でいただいておりますけども、そこはやはり東電は気を使われているということだと思いますね、水利権更新の議論は繰り返しになりますけどさっき、おっしゃった調整会議の中でしっかりと御議論がされていくんだというふうに我々思っておりますし、東電さんもそういう認識だというふうに我々も聞いております。

○会員

その点はわかりました。要するに今、例えば大井川に関係なく、渇水状態が毎年続くことや、当時と比べて、前からこの田代ダムの取水については、静岡県側の方から何とかできないかということは、ずっと昔から出ている課題でありま

すのでね。

これをぶつけると、東電は相当態度が硬化されるのではとっていて、利水協としては、実際は関係するかもしれないけれども、離してやらないとリニアの点は進まないのでは、そういう判断から、我々はそれでよいでしょうというようなご返答を差し上げました。状況はわかりました。

○司会

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○会員

今、おっしゃった通りだと思います。

大井川水利流量調整協議会は、水利権の更新に際して、田代ダムからの適切な河川放流量の確保について調整する場所ではありますが、流域市町の中で当事者は、静岡市と川根本町と島田市だけなんです。リニアの問題がかなり出るようになってから、オブザーバーという形でそれ以外の市町が呼ばれているんです。

10年前の大井川水利流量調整協議会のときに私は、このリニア工事の影響で大井川の流量が減少するかもしれないということについて、なぜ、大井川水利流量調整協議会で話さないのかと、県に質問しました。県はその時、水利権の問題とリニアの話は全く別問題ですから、とおっしゃいました。

そして、今、田代川第二発電所の工事が去年の2月から始まって、工事終了時期が延長されて来年の4月までの2年間、毎秒4.99tの田代ダムから取水されている水が全部大井川に戻っているんです。

でも市民に聞くと、増えたとは思えない、もしかしたら減っているんじゃないかとか、そういう意見の方が多く、田代ダムのところで見ると、ものすごい量の水が大井川に戻ってることは実感としてわかる、だけど、下流域までくると、今、毎秒4.99tの水が増えていることさえ、市民が実感できない。増えてるなんて思えないというお声がありました。

不確実性について我々は大変危惧して議論してきて、例え10ヶ月間であっても、最大流出量500万tと言われる、この戻せないかもしれない水の問題についても、田代ダム取水抑制案を持って返すということで、これまで議論してきたわけです。

○司会

ありがとうございました。他にご意見等ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○会員

水利権に関しては、我々はしっかりやっていきたい、そのように思っていますのでよろしく申し上げます。

○司会

ありがとうございました。他にございますでしょうか。それでは無いようですので、採決の方に移らせていただこうと思います。

J R 東海から要請をいただきました事項につきまして、大井川利水関係協議会として了解をして、事務局案のとおり、県中央新幹線対策本部に報告することについて、ご異議はございませんでしょうか。

○会員

異議無し

○司会

W e b のご出席の方もよろしいでしょうか。

○会員

はい。

○司会

ありがとうございます。それではご異議なしということで、J R 東海から要請をいただいた事項につきましては、大井川利水関係協議会として了解をして、事務局案のとおり、県中央新幹線対策本部長に報告するというところで、承認をされました。

県中央新幹線対策本部に対しましては、本日午後、5月27日付けで、報告をさせていただこうと思います。ありがとうございました。

では、次第の2の括弧1につきましては、これで閉じさせていただきまして、続きまして次第の2の括弧2、報告事項といたしまして、次回の県地質構造・水資源専門部会について、事務局の方からご報告をさせていただきます。

○事務局

はい、次回の地質構造・水資源専門部会の開催について、現在の調整状況を報告します。資料4をご覧ください。

次回の地質構造・水資源専門部会は6月2日に開催する予定です。

水資源に関する対話では、前回3月11日の専門部会で対話継続として残った二つの対話項目、一つ目が、田代ダム取水抑制案について、取水抑制できない状況が継続する場合の対応、二つ目が、具体的なモニタリング計画、この二つの対話項目を議題とすることで、専門部会員、J R 東海と事前調整を進めているところです。具体的には、取水抑制できない状態が継続する場合の対応では、J R 東海から取水抑制できない状態が一定期間継続する場合、専門家に相談し、掘削の中断などの対応を検討するとの説明がなされていますが、その一定期間をどのように考えるかということでございます。

一方、具体的なモニタリング計画では三つの課題が残されております。一つ目が、観測地点が、その地域の状況を観測する場所として適切かどうか、代表性が

あるかという点。二つ目が、J R 東海のモニタリング結果をどのように監視していくかという点。三つ目は、モニタリングの結果について、一般の方々に理解されやすいデータ公表をどのような手法で行うかという点になります。

いずれも、利水者の皆様とも密接に関係するものでありますので、まずは専門部会において、引き続き技術的な観点から確認し、その結果や詳細について、改めて大井川利水関係協議会の皆様にご説明し、確認いただく場を設けたいと考えております。

併せて、田代ダム取水抑制案に関しましても、詳細やリスク管理について実施前にわかりやすく説明するように、利水協としても J R 東海に求めているところでもありますので、実施前に J R 東海からしっかりと説明していただきます。

利水協の開催については、改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の専門部会では、発生土置き場に関しても残された四つの課題について対話が進められるよう、現在 J R 東海と調整中です。

今後の調整状況については、改めて情報提供させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上になります。

○司会

只今、事務局からご説明をさせていただいた内容につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

Web でご参加のお二方につきましても、どうでしょうか。よろしいでしょうか、よろしくお願いいたします。

○会員

はい、ご説明いただきましてありがとうございます。このところ、スピード感を持って議論が進んでいくため、私達が時々十分理解してないこともあるんです。ですから、情報の共有というところについては、しっかりしていただければ、皆さんで議論が進むと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、県内へのボーリング調査の実施とか、それから県境付近での先進坑の掘削、こういったことが進んでいることを踏まえて、私達が一番気にしている、万が一の水資源への影響が起こった場合の補償だとか、立証責任の問題だとか、こういったことについて、これまでも議論をしてきました。J R 東海さんと流域市町が議論したり、あるいは国とやったりしているんですが、やっぱり国と県と利水団体含めて、同じ場で協議をしていく必要があると思いますので、そこをお願いしたいと思います。

○会員

まずは情報の話につきましてはおっしゃるとおりだと思います。これ言い訳がましいことを言えば、我々もそうですし、J R 東海さんもそうですし、ぎりぎ

りまで資料調整をしてるもんですから、どうしてもそういう状況になっちゃったりとか、あとは、この前の専門部会につきましては、そういった発言は部長さんだったかな、専門的な話をしてるもんですから、なかなか、何ていうんでしょうかね、時間がない中で、適切にお伝えするような形がどういうものかいいのかっていうのは、ちょっと工夫しなきゃいけないとは思いますが。

もちろん首長さんが見る時間があるとは思いませんけれども、ライブ配信自体はさせていただいてますし、あとは結果については、できるだけ議事録みたいなものを、共有できるようにしたいと思いますので、そこら辺につきましては、しっかり努力したいというふうに思います。

今、事務方からありましたように、今まで発生土に関しては、対話にまだ入ってなかったところがありますが、今回は、キックオフはさせてもらおうと、もちろん結論部分というのは、先の話ではありますけれども、そういったことで、今までおっしゃったように、かなり議論を進めつつあるところもあるものですから、そういった首長さんマターのご懸念というのは、しっかりと県の方としても当事者として受け止めてやりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

あと2番目の方につきましては、県の最大のポイントだというふうに思っております。知事も、何回も、その補償の問題、国の関与の問題なんかについては、不可欠だということを申し上げています。もちろん、こういったタイミングでこういったお話をさせていただくかというのは、今後、案件の中でも考えていかなきゃいけませんし、あとはJR東海さん、あるいは国土交通省の皆さん、ご相談していかなければいけないところもあると思うんですけれども、いずれにしても皆さんのご認識というのを、しっかりと認識をしているということで、ちょっと今日、今の段階でああしたい、こうしたいということはちょっと差し控えますけれども、いずれにしても重要なことだという認識をしておりますので、私が冒頭申し上げたとおり、ちょっと首長さんのご予定もなかなか取るのが難しいこともあるんですけれども、できる限り、顔を見合わせて、ご意見頂戴するというのは設けたいと思っておりますし、個別に事前にお話伺うということもしたいと思っておりますので、引続きよろしく願いしたいかなというふうに思います。私から以上です。

○司会

ありがとうございました。お願いいたします。

○会員

先日、JR東海さんが、お忙しいところ、住民説明会を開催し、いろいろな意見がありましたけれども、やっていただいて助かったっていうような意見が多かったように思います。

その中で、やはりこの地域の住民は、昔から大井川の水の恩恵を受けてきているということで、例えば産業では、製薬会社が揃っているとか、造り酒屋が他の地域に比べて多いとか、こういうことからわかりますように、産業、あるいは市民生活におきましても、水が大変重要であるということは、昔から水争いが絶えない地域でありますので、特別な感情を持っていると思います。

その様な意味で、説明会というのはすごく良かったなと私は思っていますけれども、その中で、一番私が印象に残った意見としては、JR東海さんとの信頼関係が一番だよと。例えば瑞浪市の問題のときなど、何かあったときあの様な対応だとか、あの様なことは大丈夫だろうか、私のところへ言う人もいたのですよね。

その様なことで、まず信頼というのは、当然もう基本中の基本なのですからけれども、それともう一つ、知事が言っていることとして、対応のスピードを上げていかなきゃいけない、と言っている。私もそう思いますが、ただ、スピード、スピードと言ってしまうと、住民の皆さんは、対応のスピードというよりは、もう早く事を済ませて、この工事をどんどん進めていくのだというスピードに取るのですよね。

ですから、以前会議があったときに、知事にあまりスピードということをお話しない方がいいのではないですかと、私は進言をしたこともあるので、リニア問題に関する発言は、少し言葉を選んだ方がいいのではと感じております。

また、今言われた、対面の場でやった方がいいのではという発言は、重要なことであります。

これは皆さん承知しておいてくれればよいというようなことは、リモートだとか、あるいは書面で構わないと思うのですが、県の皆さんも、利水協の皆さんも、ましてや、首長さん全部の日程を合わせるのは大変ですけれども、やはり住民の方を安心させるためには、今日のような重要な決定事項は、できるだけ顔の見える形であった方がいいかなと思います。

それともう1点であります、やはり住民の方は、対策を色々やっていただいでるので、信用してるよ、ということですが、やはり物事には万が一ということがあるので、流域の住民の不安を解消するためには、何か不測の事態が起こったとき、県と一緒にですね、国の関与、これも積極的に求めていった方がいいんじゃないかというふうに言われていて、ぜひ国の関与を得ることが重要だということが、流域全体の願いだと私は思っております。

そのようなことで、前に知事が公式の場で、我々はですね、早晩いなくなるので、そうしたときにこれはどうなっていたのかということは、文書化して残さなきゃいけないとおっしゃってます。

私もそういうふうに思っておりますので、今だから、この文書化というのがで

きるのではないかと、流域全体で国へ、お願いに行きましたが、やはり、我々流域だけでは、しっかりとした確約にはならないですね。工事が具体的になるとなかなか難しい問題がありますが、文書に残す内容は、これから皆さんで話をすればいいと思うので、県が中心となって、どのような文にするのか、今こういうような文なら、両方が了解できるじゃないか、という文書化を、スピード感を持ってやる必要があるのではないかと思いますので、これはＪＲさんとは直接関係ないかもしれませんが、流域の願いだと思いますので、ぜひ、真剣に考えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います

○司会

ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご質問等無いようですので、報告事項につきましては、これで終了させていただきます。本日の議題につきましては以上となります。

これからは今もいろいろご意見をいただいたところですが、せっかくの機会でございますので、意見交換ということで、本日の議事以外のことでも構いませんので、リニアに関することについてのご意見、ご質問であるとか、あとは、本日はＪＲ東海の方々にもご出席をいただいておりますので、ＪＲ東海に対するご意見ご質問等でも構いませんので、ございますようでしたら、挙手をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会員

私から４点ほどお話をさせていただきます。

まず、今後のスケジュールについて、少し確認させていただきたいと思います。工事について、対話項目の進捗が順次進められているという中で、どの段階で、河川法の占用許可や静岡県自然環境保全条例に基づく協定が必要となるのか。そしてどのタイミングでどのような内容について、利水協への合意を求められるのか整理をしていただきたいと思います。そして、ＪＲ東海が目標とするスケジュールは、どうかも含めて、専門部会を持つ県や静岡市、利水協などの関係者が一定のスケジュールを共有する必要があると思います。流域の住民は、水資源の問題についていつまでにどうなるのかという思いがあります。そのようなところを共有できればと思います。

２点目といたしまして、対話項目が完了時に、住民への説明会を実施し、水収支解析が想定どおりであるか確認をし、必要な対策をとった上で、関係者が一同に介した説明会をとることを以前からお願いをしておりますので、そのようなことを実施していただきたいということでもあります。

３点目といたしまして、先ほどから出ておりますが、想定外のことが起きたときの損失補償についてです。私も各市町で実施されたＪＲ東海の説明会の際、質問したが、想定外の事態が生じたときの損失補償について質問したところ、そ

ういった事象が生じたら対策を講じて、いわゆる想定外のことを何とか対処する対策を講じますという回答でありました。損失が出た場合に、金銭的な補償がどうなるかについて回答を控えさせていただきたいということでありましたが、損失が生じた場合には、しっかりと損失補償をすべきだと思いますし、当然県も入っていただき、国の関与もいただく中でしっかりと損失補償を講じていくべきだと思います。この辺の協定の問題やモニタリング会議との調整もあると思いますので、J R東海への徹底した指導と積極的な関与を国、県に求めたいと思っています。損失がリニア工事に起因することを住民が立証することは非常に大変です。負担になるので、国のモニタリング会議といった専門的な中立の立場の組織で立証していただくことが必要であると思っています。

最後に、リニアについて、この会議も含め、リスク管理の話だけをしているのですが、市民の皆さんからは、そもそもリニアが必要なのかという声をいただきます。リニアそのものの議論や、市民に対して必要性をはっきりと伝えてないのではと思います。そのため、私はリニアが必要だと思っていますが、そういったことについて、リスク回避だけではなくて、リニアが必要であることや、静岡県内に与える経済効果あるいは日本経済に与える経済効果等も含めて、交換条件ということではなく、J R東海がしっかりと必要性を、それから国家的なプロジェクトですから、今後、国がしっかりとそこも含めて発信し、国民の理解あるいは県民の理解を得ることが必要かと思うので、その点もぜひともお願いしたいと思います。私から以上です。

○司会

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○会員

はい。私からは別件で、今どういう状況なのかということをご質問させていただきます。未だヤードの準備はできてないと思うんですけども、そちらのことについては協議を進めていらっしゃるんですか、それとも、J R東海さん等からそういう要請があるとか、あるいはどういう考えなのかということをお聞かせいただけますか。

○事務局

ヤードの整備につきましては、平成30年に1回整理をいたしました。リニアに関係する工事を、本体工事と準備工事の二つに分けたということでございます。それで、その準備工事が、協定上の自然環境保全条例における条例に基づいて協定を結ぶ必要があるとか5ヘクタール以上の開発行為ということで、これはJ R東海さんとしては、ヤードにつきましては、協定が必要ない範囲の4.9ヘクタールということで準備工事を進めてきたところでございます。

確かにヤードの整備についてはJ R東海さんから本体工事をやるに当たって

準備工事進めたいという相談を受けているところでございます。

その考え方のところなんですけれども、本体工事と準備工事に平成30年それから31年と令和2年の段階で、文書等のやりとりとしてございます。そのとき的前提をもとに今現在話し合っているというところでございます。

○会員

私、この前の専門部会ぐらいのときに森副知事から平木さんへ変わったんで何か変わるんですかって言われて、これは私と森さん、個人的にやってるものではないので、基本的に静岡県として引き継ぐ物は引き継ぐと。当然、康友知事も、前の知事は川勝さんですから、当然組織として引き継ぐものは引き継ぐわけです。もちろん政治的な判断ってのはありますけれども、ヤードの関係につきましても、今は事務局から申し上げたように、JRさんからの相談は当然増えてますし、そのときに、整理としてどういうことができるのかっていうのを、それは内容的に検討しなきゃいけないという認識でおりますし、それは一定程度整合性が取れて、どういうふうな形で整理をしていくかというのをやらなきゃいけないというような認識でおります。JRさんと、細かいところまでまだ詰める段階には至ってないんですけれども、少なくとも私としてはそういう認識でおりますので、これはご報告させていただきます。

あとスケジュールの話です。確かに私スケジュールにつきまして、関係者間で、具体的にはJRさんですけれども、共有しながら進めていかなきゃいかんというようにことを申し上げています。

一方、私はスピード感というかスケジュールを共有してというふうに言うつもりなんですけれども、要するにおしりを、どっかで決めるというようなことというのは基本的にはしておりません。

ただ、この前の専門部会でも、これは生物多様性の関係だったんで、流域の利水とかっていう関係で話題にしても、一定の問題を議論するための段取り、そういったものについては一定程度、共有認識を得られたんじゃないかと。ちょっとこれ細かい話で申し上げますと、例えば今、生物多様性に関して、JRさんが本調査の前の事前調査を行わせていただいているわけなんですけれども、本調査自体は秋口に行われて、年内に終わるだろうというふうに思います。それからいろんな分析なんかをして、そこから例えば代償措置を検討するとかっていうことだと、いつになったら終わるんだって話になるもんですから、専門部会の先生方には、例えば代償措置であるとかモニタリングだとかの検討については同時並行でやっていただいた上で、実際の本調査の結果を踏まえて、チューニングをしていただく。そういうことによって、リードタイムといいますか、それが縮減できるのではないかとそういうような感じのことは申し上げておきまして、ですのでそういったいわゆる解像度といいますか、上げて何をどういうふうにしなきゃ

やいけないかということ積み上げていくという形になっておるものですから、大変恐縮ですけれども、今お尻がどうだというようなことを申し上げる段にはないんですけれども、仕事として、JRさんあるいは国交省さんにも一応報告はしてありますけれども、スケジュールをお互いに細かく調整、共有しながら積み上げていった形にさせていただいているところです。

ですので、河川法の話であるとか、あるいは自然環境保全条例に基づく協定につきましても、そういった積み上げた後に、しっかりとやっていくというようなことになるのではないかとというふうに考えてございます。これが1点目です。

2点目について、完了時に住民説明会をやったらいんじゃないかというようなご指摘です。これはJRさんともよくお伺いしていかなくてはいけないというふうに思います。

あと専門部会でも、水資源と生物多様性と発生土の大きく3つあるわけですが、水資源に関しては、あと2つということで、徐々に対話が取りまとまるということが見えてきているわけですので、例えば専門部会の先生方と首長さんとの意見交換、これ1回やったことがあると思うんですけどそういったものであるとか、あるいは住民の方々との説明に関しては、JRさんとも見解が合えば、伺えればと思っておりますけれど、ご相談していかなきゃいけないと思います。

あと3点目は補償の問題です。これ知事答弁を繰り返すような形で申し訳ないんですけれども、実施主体が、まず補償の問題と国の関与の問題に関しては、再三再四、言及させていただいていること。そしてこれは事務方としても私が申し上げることではないんですけれども、政治判断が必要じゃないかと、申し上げていることに尽きるのかなというふうに思っております。

なので、こうしたものは、タイミングの問題なども含めて、今申し上げる段にはないんですけれども、ただそれが事前なのか事後なのか、そこら辺も含めて、こちらにお任せいただきたいんですけれども、しっかりやらなきゃいけないという認識でございます。

最後に、リニアの必要性についての意識醸成ということだと思っておりますけれども、今やっておられることをJRさんからご説明していただければと思っておりますけれども、実際に、それで十分かどうかはともかく、例えばJR静岡駅の降りたところに、大きな広告とか説明看板があったりとか、あるいは様々なイベントをやっていたりとかそういうようなことと、合わせ技一本でやっていかなきゃいけないということだというふうに思います。

地域振興に関して、私も知事もそうですけれども、静岡県内を静岡工区ということで走る距離は、そこまで長くはないかもしれませんが、非常に重要なパーツであることと、あとはJRの東海道新幹線であるとか東海道線であるとか、そう

いった静岡県内を突っ切るといいますか、そういったことでJRさんが非常に大きいのもあるものですから、効果が県内に裨益するような形で、やはりやっていただかないと困るし、住民の方々に理解を得ていただかなくては困るというようなことは、私の立場から申し上げてるところですので、JRさんにそこらへんの取り組みについて、今現在どう取り組んでおられるのか、もし伺えれば、伺いたいと思いますけど、私の方からは以上です。

○説明者

まず、スケジュール感ですね。結論としては、私どもとしても早く進めたいと思っておりますが、実際にお尻がいつかっていうふうには、なかなかもう決められない状況でございます。少し具体的なことを申し上げますと、私共今どう捉えておりますかって言いますと、やはり専門部会 28 項目の対話をしっかり対応終了させていくということが目標なんですけども、28 項目の中で大きく、今の資料の 4 の中で水資源とそれからトンネル発生とありますが、生態系と大きく三つにわかれているというふうになってございますけども、その中で水資源についてはおかげさまでと申しますか、今日いらっしゃっております利水関係の皆様、それから関係する市長さん、町長さんのご理解もあって、だいぶ進んで参りました。

それから、発生土の方もですね、対話がいくつか進みまして、まだ未対話の部分については、今後ですね、進めていくということになっておりまして、今時間的にですね、何が今一番負担かと言いますと生態系の方ですね、これ先生方の方から、沢ですね。沢がいくつかありますが、そのずっと上流の方の調査をなさいってというふうに言われておりまして、今準備段階の踏査を始めたところです。この調査をいつやるかということですね、これはその専門でないですけど、沢に住んでいる生き物達の活動が、しっかり調査できる時期にやりなさい、それが具体的に秋だということなので、まずこの秋までは、その調査をしっかりとやらなさいといけないということです。そうするとまず秋の調査が終えてから一つですね、しっかり汗をかいて、いろいろ取り組みを具体化していくところが勝負だなというふうに思っておりますので、そこをしっかりと専門部会の皆様に説明できるようにしていきたいというふうに思っております。

それから県民の皆様への説明会ですね、これはしっかり、いろんな場面でやっていこうというふうに思っております。先ほど、少しコメントをいただきましたけども、今回ですね、やらせていただきました。私どもとしてもですね、これ非常にやってよかったと思っております。

今回はですね、説明会っていうタイトルではあるんですが、我々の取り組みをこうだっていうふうに言うには、まず今回、いってみれば初めて、住民の皆様と直接触れ合う機会になりますので、まず私どもの考えをこうだと言う前に、住民

の皆様方、何をお考えで何をご心配なのかをまず聞くというようなところを主目的にやろうということで、形としてもですね、ご来訪された住民の皆様にしっ
かりお話を伺うように社員が1対1で付くという形をとらせていただきました。

私どもも、どういうことをご心配なのか、厳しい言葉もありましたし、逆に
ですね、元気づけられることもありましたし、少しちょっと話しが飛んでしまいま
すが、そういうところからやっぱり少しずつ信頼関係を作っていくのかなとい
うふうにも思った次第です。

ですから、今回こういう形でやらせていただきましたけれども、先ほど28項
目終わった後にやろうかという話がありましたが、もちろんそういう場面では
やらなきゃいけないと思っておりますし、それから話が進んでですね、工事のい
ろんな場面があると思いますので、そのやり方であるとか、どういう範囲でやる
とか、どういう方法でやるとか、そこについて県あるいは各自治体の皆様とご相
談しながら、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

少し話が飛びますけれども、そもそもリアが必要なのかっていうところ
につきましては、そういった説明会の中でもきちんとですね、お話しなきゃいけ
ないと思います。今、我々もいろんなメディアを使ってですね、やっておくとい
え、住民の皆様になかなかそういう話ってできてないってのが実情です。

今回3月、4月でやらしていただいた説明会の中でも、主には水資源の保全に
関わる説明の資料を用意させていただきましたけど、前段で、そもそも中央新幹
線がなんで必要だと思っていたとか、どんな取り組みをやっているかというこ
ともですね、資料の中に入れさせていただきましたけども、そういうところはき
ちんとですね、水資源の保全ということも大前提の前に、形式的には何を我々や
ろうとしているのか、そういうことについても、しっかりとですね、これまで以
上に住民の方の目に触れたり耳に触れたりということをしつかりですね、やっ
ていかなきゃなと思います。

やり方について、今、我々取り組んでる部分でございますけれども、他の方法も
考えなきゃいけないと思っておりますし、ご意見あればそこはしっかりと伺
いたいと思っております。

それから補償だとか立証責任ということではありますが、先ほどおっしゃ
ったように、説明会でちょっと何か言葉を濁した言い方をしたかもしれませんが、こ
れ何か工事によってですね、皆様方にご迷惑、実害のようなものを与えたとい
う場合、必ず補償しなければならないと思っております。それは、やり方は金銭
補償であったり、あるいは水の事であれば、代替の水源をしっかりと設けるとい
うやり方のご相談だと思いますけども、工事に起因して何か皆様方に、ご迷惑をお
かけすればそこは我々としてしっかりと責任を取らないけないと思っております。

今、工事に起因してって、私申し上げましたけど、その起因しているという

ころ、誰が証明するかということに関しても、それは住民の皆さん、証明してくださいっていかないと思っておりますので、一方でJR東海がですね、これが工事に起因してます、してませんっていうのもですね、なかなか皆様方、JR東海を信用していいのかという話もあるかと思えます。

もちろん主体的にやってまいります但し第三者の方にもですね、入っていただくような仕組みを作って、しっかりと住民の皆様にもですね、ご理解いただけるような形で、そこは対応させていただこうというふうに思っております。

それからヤードの話ですね、今、県へご相談をさせていただいております。ヤードの準備工事といいますか、ヤードについては平成30年の仕切りはですね、最初に、拠点整備工事という形で作業員の宿舎だとかですね、宿舎に関わるインフラ工事等をやらせていただいております。

その先はっていうと、そこで仕切りが変わりまして、そこから先の工事はですね、トンネル工事と一体だから、その時点では認められないっていうことをやりましたので、今、着手できていないと、ただ、私どもとすると、まだ28項目の対応中ですので、トンネルは掘りませんと、トンネルは掘りませんが、ヤードの整地だとか、少し盛土したり切ったりといった造成はございますので、そういった工事をですね、やらせていただけませんかって今、ご相談をしているという状況でございます。

これについては、当時県の方でいろんな整理もされておるということで認識してございますので、そういったところも、そういった形でですね、整理していくかと整理の仕方があるのかなかということも含めてご相談をさせていただいている状況でございます、引き続き、そこは引き続き県の方としっかりとご相談していきたいというふうに思っております。

○司会

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○会員

よろしく申し上げます。1個質問と、あと先ほどと関連した話で、意見を申し上げたいというふうに思ってます。

1つは先ほどの了解事項に関係すること。了解そのものは特に異論がなかったのでも何も言わなかったんですけども、関連して、先ほど話に出ていた、静岡県内でのボーリングなんですけど、これが順調にいけばどれぐらいの時間が、どれぐらいの期間がかかるのかっていう、先ほど来年4月を超えればというかその取水停止期間を超えた場合は報告みたいな話があったんですけど、超えるようなこともあり得るのかとかですね、そのあたりがもしスケジュールがわかれば教えてください。それが一点目です。

それからもう一点は、先ほどの損失補償に関わる話なんですけど、これは非

常に重要な話だと思ってまして、特に何か突発的な事項とかですね、モニタリングの異常時とか水が減ったとか、何かって言うことが生じたときに、結局何が原因なのかっていうのがすごく難しい。専門的な話にもなっていくというふうに思うので、特に静岡県みたいに工事箇所と、それからそういう流量等の変化も含めて、生じるのが非常に距離が離れてることも想定されますので、しかも工事期間中だけの話じゃなくて、これはリニア供用開始後の話も我々ずっと大井川と生きていかないといけないので、そこまで視野に入れてって言うことで今言ってるんですけども、なので、そこはやっぱり何か異常値とかが発生したときに、どこの責任で調査をしたり、原因究明したりするっていうのは、やっぱりしっかり仕組みを整えるべきかな、まさにそのところで、国の関与だったり、いろんなところが出てくるのかなというふうに思いますが、これは重ねてのお願いになります。

くどく申し上げてるのはやっぱりそれを、私も今日、利水者の1人として出てきてるわけですが、我々の方が何か立証責任をと言われてもですね、とてもあの無理な話なので、なので言ってるんですけども、ぜひそういった仕組みの構築をですね、お願いしたいというふうに申し上げます。以上です。

○司会

ありがとうございました。それでは、よろしく申し上げます。

○説明者

はい、ご質問ご意見ありがとうございます。

まず、ボーリングの時期の見込みの話なんですけれども、今回静岡県内のボーリングとして考えてますのは、まずあの先進坑がですね、県境付近までなるべく近いところまで行って、そこから始めるということでございます。

今、正直申し上げて、先進坑掘るのもですね、毎週どのぐらい進んだかということは、ご報告させていただいておりますけれども、例えばこの1ヶ月ぐらいはですね、ちょうどあの、ボーリングが以前詰まったというようなところをですね、ちょうどあの実際掘っているような状況でございまして、かなり慎重に時間をかけて掘ってるような状況でございます。

もちろん、水の方はですね、ほとんど出ておりませんので、そうした意味ではないんですけども、安定的にいわゆる安全を保って掘削するということでですね、少し時間がかかっております。ですので、あの全体としてちょっといつ頃にどこまでいきますっていうことがですね、申し上げにくい状況でございます。

ただ、実際に進捗を見て、1つ1つの進捗の積み上げがいくらかかるかということになりますので、今、取り組んでいる現象についてはですね、なるべく皆様にイメージしやすいような形でですね、お伝えしていきたいと思っております。特に300m以内になりますとですね、リスク管理ということで、ご報告させていただ

く内容もまた増えてまいりますので、そうしたことを心がけていきたいと思いをします。

で、あと本日、ご意見いただきました、原因の特定に関してはですね、おっしゃるとおり難しい部分がございます。今の段階ではですね、何が起きているかといいますと、まずモニタリングしてきちんとデータを揃えるということがございます。距離が離れてるってこともございますので、もう途中途中はですね、例えば地下水位なんかも見えていきまして、影響が飛んで伝わることはおそらくありませんので、途中段階でどうかってことも合わせて見ていけるようなことをしておりますし、中下流域の方では井戸もですね、地域のお話を伺いながら、測定地点を増やすこともしております。

3月のときにはですね、そうしたことも含めて専門部会の方でご議論いただきまして、技術的にはこういう感じでいいんじゃないかってことをご意見をいただいたところですが、当然そういう取り組みをしていきますということですね、地域の皆様にも広く伝えるようにお話をしていかなければいけないというふうに思っておりますし、またそうした中で例えばこういうことを追加してはどうかというご意見があればですね、そちらも伺いしながら、今後進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○説明者

補足させていただきますと、先ほどおっしゃったように時間の概念は非常に長くかかるだろう、それはもう私どもも申し上げたこともございますし、例えば、いわゆるそういった工事などに起因して、その補償をどうするかっていう取り決めってというのはもう国の方で要領が定められておりますけども、そこにはですね、まず何か影響がありましたっていう申告する期限ってというのはまず、終わってから1年以内だとかですね、あるいはその後補償する長さがですね、30年とかってありますが、そういう時間で収まらない場合が出てくるだろうという認識でおりますので、これまでも私どもはそれによらずにですね、対応をしっかりと考えていく、相談させていただくということをお願いしているんですが、それを何て言いますか、工事の段階で、想定されることが起きたらこうします、それから想定できないことが起きたときにはこういうご相談をしますということを時間も長さも含めてですね、ご理解をいただかないと我々工事には入れないので、そのご理解をどういうふうにしていただくか、何らかの形で、文書の整理の形だと思っています。いや、取り決めといいますかですね、文書整理、文書にどういうふう書いていくのかといったところは、まだ少しお話早いかもしれませんが、これから工事をやる前にですね、特に皆様方がご心配されております、何が起きたときは補償という切り口でどういうふうにするか、やっていると、誰がやっていると、どういうふうにやっていると、そうするとや

はりその長い時間のことを申し上げると、JR東海だけで大丈夫なのかっていう話があって、国はどうなんだって話が当然出てくると思いますので、私どもも、そういったご意見があることもしっかりと認識しておりますので、当然私どものチャンネルを使って国の方に対して、こういう地元からこういうご意見出ておりますよということは伝えておりますし、国の方に皆様直接お話しをしていらっしゃるの、認識はされてると思いますけども、こういった形です、文書化をどういうふうにやってるのかっていうことを今後です、しっかりと話し合えばいいかなと思っておりますので、おっしゃったようなご心配はですね、そういった整理の中でしっかり盛り込まれるような形をとっていきたいというふうに思っております。

○司会

ありがとうございます。

○会員

私からは1点です、今後について教えていただきたいことがございます。今後、導水路トンネルが完成をして、先進坑や本坑の工事完成後の水を戻す仕組みが完成するまで、水の戻し方に関する議論は続くと思いますが、どの時点で導水路トンネルが完成するのか、例えば先進坑がどの辺りまで進んだときとか本坑がここまで進んだときとか、その見通しを教えていただきたいと思っております。

理由は、先ほど申し上げましたように、水の戻し方の議論。田代ダムも含めての議論になると思っておりますので、いつまで続くのか見通しを知っておきたいということでございます。

あと1つ、改めてのお願いですけれども、先ほども意見が出ておりますけれども、私どもとしては国の関与と文書に残すこと、この事は、知事がお約束をしていただいてもうすぐ1年になろうかと思っておりますけれども、私達はそれがどんな形でいつできるのかというのを待ってる状態ですので、それに対する見通しについても、県としてもぜひお示しいただきたいと思っております。重ねての意見となりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○説明者

今日持ち合わせていないんですが、私ども掘るトンネルとしてはですね、リニアが通る本坑と先進坑、導水路トンネル、作業用トンネル、4つのトンネルを掘らせていただくんですが、掘っていく順番、どういうタイミングでどこが繋がるんだっていう、想定どおりにいくかどうかということは、なかなか難しいところもあるんですが、あの一定程度順調に掘れた場合にはこんなふうな繋がり方をしますというふうに、これまでお示ししていたものがございますので、そこを今日は持ち合わせていないんですが、改めてしっかりとご説明させていただければと思います。

ただトンネルをですね、先進坑を掘っていったり、先進坑の前に地上から斜坑というものを掘っていきますし、それから導水路トンネルも樫島というところから掘っていくんですが、トンネルを掘っている最中に出てくる水というのはこれはもう全部もちろん綺麗にしてですけども、水を戻すというそういう計画であります。掘って最初に出てくる水は全部戻します。

一部戻せない区間のものは、田代ダムを使わせていただくということで、山梨県側から掘るところでございまして、静岡県内で掘る斜坑や導水路トンネルは、繋がれば導水路トンネルで戻すんですが、繋がる前はそれぞれの斜坑口であったり、それから導水路トンネルの孔口までポンプアップあるいは自然流下をさせて、しっかりと綺麗にして戻すという計画でいるということです。順番につきましては、我々としてはこんなふうになっていきます、これまでご紹介したものがございまして、ご説明できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○司会

ありがとうございます。お願いします。

○会員

意見交換ということで、繰り返しのところも多いと思いますが、まず一点お礼ということで、JR東海さんには今回、我がまちにも説明会に入ってもらい、本当にありがとうございます。信頼関係の話がいろいろ出ていますが、一つ一つ信頼関係を築いてきているのではないのでしょうか。顔を見る機会もだいぶ増えてきましたし、いろいろなところで見ております。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

本日ご了解いただきたい内容というところで、水資源の影響が想定と大きく異なる場合において、水利権については主張しない、水利権と切り離して考えるという話も先ほど出ていました。そこについては本当にそのとおりにしていかないといけないということも含めて了解をしたところでございます。

そして資料のリスク管理のところでは取水抑制できない状態が継続する場合の対応や突発湧水も大きなものから小さなものまでであると思います。こういった不確実性の話になると、どうしても国の関与をお願いしたいということを、いろんなところでお願いをしてきております。

会議の度に言わせてもらっていることですので、いろいろなところで拾っていただいて昨年12月の国会の衆議院農林水産委員会でも静岡3区選出の小山議員が、国の関与の文書化についての考えを質問され、答弁された国交省は、難しいと思いますということを言われています。国の関与については国のモニタリング会議等で指導、確認をしっかりとやっていくことで関与していくというような発言でした。

また、流域市町の首長で、国交省に行って要望書の手交をしたときも鉄道局長からこの場でやるやらないを含めて答えることはなかなか難しいと言われておりました。最終的には先ほど発言があったように、大臣が政治的な決着も含めてしていかないとなかなか厳しいのではないかと、大臣とお話しした上でないと、この場ではコメントできないというような発言もされておりました。

一つ一つ進めていくには、しっかりと一枚岩になって、お願いしていかないといけないと思います。地域住民の安心の一つに、国の関与と、文書化もあるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいということをお願いしたいと思います。私からは以上です。

○司会

ありがとうございました。

○会員

国の関与、補償、文書化について、ご指摘いただきました。JRさんも、認識としては共有していただいていると思いますので、知事も含めて頑張ってやっていくことに尽きますし、あと国交省という役所の役人の今の立場でそういうお答えになるんだろうというふうに思いますから、先ほど申し上げましたとおり、政治的な判断も含めて、私も先頭に動くというようなことになるとと思います。

スケジュール感については、なかなかちょっと言いづらいところがありますが、ただ私冒頭に今年1年は重要な年だというようなこと、というのは専門部会の会議も一定程度は進みつつあるわけですし、JRさんからヤードの話も含めてご発言ありましたけれども、そうした現実問題どう動いていくかっていうような段階になってきている。議論だけじゃなくて、というようなこともありますので、今年1年、しっかり計画的に使っていきたいと思いますし、繰り返しになりますけれども、できるだけ適宜、皆さんと意見交換するような、そういった姿勢を持って動きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○司会

ありがとうございました。ご意見等尽きないところはあろうかと思っておりますけれども、時間に限りがございます、意見交換につきましては、以上をもちまして、終了させていただこうと思います。

それではこれをもちまして、本日の大井川利水関係協議会につきましては、閉会とさせていただきます。皆様、本日はありがとうございました。

この後囲み取材を隣の第2会議室の方で行います。大井川利水関係協議会の皆様から先に、JR東海の皆様はその後にというような形で行わせていただきます。